

申請管理WT_申請管理に関する課題

2022年11月

デジタル庁

申請管理に関する課題の全体像

申請管理に関して取り上げるサブ課題は以下のとおり。

1. ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きについての個別APIの定義の要否

- 1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性 **検**
- 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理 **反**
 - 1.2.1.サンプルデータの提供
 - 1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化 **反 反**
 - 1.2.3.申請管理での管理項目の保持

2. 申請管理に関する仕様の疑義や不足の解消

- 2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定 **検**
- 2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定 **情**
- 2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理 **反**
- 2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化
- 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化 **情**
- 2.1.6.大量データの取扱い明確化 **情**
- 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化 **検**
 - 2.2.1.機能別連携仕様における取扱いの整理
 - 2.2.2.申請データ照会API仕様書の位置付けの明記
 - 2.2.3.マイナポータル以外の電子申請システムの取扱いの明確化
 - 2.2.4.申請データ照会APIの実施タイミングの明確化

- 2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定 **未**
- 2.2.6.添付書類の取扱い明確化 **反**
- 2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮 **情**
- 2.2.8.「過渡期的な対応」の期間明確化
- 2.2.9.番号紐付情報の取得APIの規定


3. 申請管理機能と基幹業務システム間の連携最適化

- 3.1.1.申請処理状況登録APIの追加 **検**
 - 3.2.1.申請受付後の紙処理の取扱い（不在者投票）
 - 3.2.2.将来的な住民とのコミュニケーション用APIの規定
 - 3.2.3.処理対象一覧出力API及び個別申請データ取得API(1件ごとに申請データを取得)などの規定

4. その他

- 4.2.1.ガバメントクラウド申請管理システムの提供時期・取扱いの明確化
- 4.2.2.引越しワンストップサービスの連携仕様の取扱い・スケジュールの確認
- 4.2.3.予約システムの取扱いの明確化
- 4.2.4.総務省仕様との関係性の明確化
- 4.2.5.他の国の方針との整合に関する確認

情 構成員からの情報提供内容を踏まえた再検討 **検** 方向性には賛同するが要検討事項ありの意見を踏まえた再検討 **未** 前回対応方針(案)を別途提示するとしてサブ課題
反 対応方針(案)への反対意見を踏まえた再検討 **反** 取扱いへの反対意見を踏まえた再検討



1. ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きについての個別APIの定義の要否

1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性

ぴったりサービスから取得した申請データを共通的に基幹業務システムに連携するための申請データ照会APIを規定しているところ、申請ごとの個別APIの規定が必要であるとの意見、規定は現実的ではないとの意見の両方が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:

業務に依存しない共通的なAPIとして、申請データ照会API仕様書を規定

構成員の意見

<規定すべきとの意見>

- ✓ カスタマイズを原則不要とする、ベンダ間での円滑なシステム更改の実現、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備、といった、標準化の目的を鑑みますと、外部インターフェースである申請データ毎のAPIが規定されている方が望ましいと考えます。(申請項目自体が標準フォームとしてプリセットされているという主旨からも)
- ✓ 申請データ照会APIは手続き毎のインターフェースの定義が必要と考えます。申請データ照会APIの申請詳細情報項目について、手続き毎に自由に項目を設定できると、基幹業務システムに申請データを取り込む部分について団体毎のカスタマイズが必ず発生する状態となります。ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きにおきましては、手続きの申請詳細情報項目が決まっているため、標準準拠システムにおきましては、ぴったりサービス上ではプリセットを利用することとし、プリセットで規定されている申請詳細情報項目を手続き毎の申請データのインターフェース項目として、申請データを基幹業務システムへ取り込むように定義すべきと考えます。また、現在の申請詳細情報項目を繰り返しの自由項目として定義しているインターフェースに関しましては、標準準拠システムで受け付ける手続き以外もマイナポータル等では取り扱うため、自由項目として残しておくべきと考えます。その上で、標準準拠システムで受け付ける手続きにおいてはカスタマイズが発生しないよう、手続き毎にインターフェースを固定化しなければいけないと考えます。

<規定すべきではない(規定は困難)との意見>

- ✓ 申請管理システム側に個別業務要件の考慮が必要となり、汎用性が失われる。個別業務の改正等により、業務システム側だけでなく申請管理システムの改修が発生してしまう。
- ✓ 個別APIの要否は不要。自治体側で独自の申請書様式をぴったりサービスに登録しているため、共通的なAPIの用意は困難であると考えられるため。
- ✓ ぴったりサービスのプリセットは頻繁に変更されている実態がある。手続きごとの個別APIを規定してもプリセット側の変更に追従できるとは思えないため、個別APIの検討は不要と考える。
- ✓ 申請管理機能は申請データを共通的に管理するシステムのため、手続きごとの個別APIは不要と考えます。

<方向性を明らかにすべきとの意見>

- ✓ 現時点で個別APIが不要なのか、今後検討されるのかが明確でなく実装に着手できない

1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性

対応方針への
意見踏まえた再検討

対応方針（案）に対して寄せられた最適化意見を踏まえ、「1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理」の対応の詳細化を行うこととする。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <2件>

- ✓ 「別紙5_申請データ照会API仕様書【第1.0版】.xlsx」の「レスポンス_API仕様」シートで示される仕様については、申請詳細情報項目1が「子ども氏名」、申請詳細情報項目2「子ども氏名よみがな」だった場合を例示しているものと推測しますが、仕様書としては不明瞭だと感じます。26手続きごとのプリセット項目を明らかにした仕様書を提示していただけないでしょうか。
- ✓ 申請データ照会APIは手続き毎のインターフェースの定義が必要。申請管理機能側ではなく、基幹業務システム側の連携要件のひとつとして詳細までの規定が必要と考える。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <6件>

■ 個別の項目は連携要件（項目別連携仕様）に規定を希望 <2件>

- ✓ 「申請データ照会API」を共通的に利用することは理解するが、個別のデータ項目については、インターフェースとして規定すべき。インターフェースが定義されないと取込側での実装が困難と思われるため。

■ プリセット項目のカスタマイズ禁止を希望 <2件>

- ✓ 標準化で申請書が規定されるのであれば、カスタマイズは禁止または制限を設けることでカスタマイズを抑制できるのではないか。

■ プリセット項目変更時の対応整理が必要 <1件>

- ✓ 「プリセットは頻繁に変更される実態があるため。手続きごとの個別APIを規定してもプリセット側の変更に追従できるとは思えない」の意見については、申請項目と基本データリストとを紐づけても解消されない

■ 連携項目は絞らない方向を希望 <1件>

- ✓ 原則、全てのプリセット項目を基幹業務システムへ連携する仕様としていただきたい。個別の選定は、本WT内において議論が終息しない可能性があるため。

取り扱いに対する反対意見 <3件>

1-2_仕様書への反映（連携要件） <2件>

- ✓ 申請管理機能側ではなく、基幹業務システム側の連携要件のひとつとして詳細までの規定が必要

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

（内容としては1-2と同じもの）

1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性

対応方針への
意見踏まえた再検討

プリセットの運用にご意見をいただいたが、既存仕様で規定した「申請データ照会API」を共通的に利用する方針を維持することとする。

考え方

標準化の方向性を踏まえると、ぴったりサービスの申請項目も共通化すべきとも考えられるものの、プリセット有無に限らず、申請項目は自治体の裁量を認める形を採用しているため、共通化が難しい

また、ぴったりサービスでプリセットを提供する手続きが今後拡大することが想定されるため、項目の変更や対象手続の追加の都度、申請管理機能の改修も必要となる



対応方針（案）

取り扱

4_既存仕様にて規定済

内容

個別APIは規定せず、規定済みの「申請データ照会API」を共通的に利用する方針とする。

一方で、申請項目と基本データリストの項目レベルでの対応については1.1.2.「プリセット項目と基本データリストの項目の対応整理」の中で精査を行う方向で検討する。

あわせて、プリセット項目もカスタマイズの禁止や変更時の対応についても、整理を行うこととする。

1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

ぴったりサービスから取得した申請データの項目と、基幹業務システムが管理する項目の対応付けが必要であるとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:申請データ照会API仕様書

- ・手続きごとに異なる項目は「申請詳細情報」として取得することとしている。
- ・形式はぴったりサービスから取り込んだままの形式である。

23	4	shinseishosajoho	申請詳細情報	各申請番号の申請詳細情報	"shinseishosajoho" [○	配列構造化	-	マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
24	5	shinseishosajohokomoku1	申請詳細情報項目1	属性"1"が存在するか、"1"からの順番で設定する	"shinseishosajohokomoku": "1",	○	配列構造化	-	マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される。申請詳細情報項目1以外の項目はサービス連携インターフェースで登録した項目が取得される。属性"1"は申請詳細情報項目1に該当する。 <dataref="1">以外の申請詳細情報項目(例:申請番号、氏名(漢字))と同一の項目番号が申請詳細情報項目1に含まれる場合、その項目自身も申請詳細情報項目1として出現する。
25	6	gemennyuyukukomokumei1	画面入力項目名1	画面入力項目名1の名称	"gemennyuyukukomokumei1": "子ども氏名",	○	N:1存在	-	マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
26	6	yoshikidokujikomokumei1	様式始目項目名1	様式始目項目名1の名称	"yoshikidokujikomokumei1": "子ども氏名",	○	N:1存在	-	マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
27	6	applichyojunkomokumei1	APPLIC標準項目名1	APPLIC標準項目名1の名称	"applichyojunkomokumei1": "氏名",	○	N:1存在	-	マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される。APPLIC標準項目名が存在しない場合は、空のXMLで出力される
28	6	shinseishosajohokomoku1noatai	申請詳細情報項目1の値	申請詳細情報項目1の値	"shinseishosajohokomoku1noatai": "山田 太郎"	○	N:1存在	-	マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される



構成員の意見

- ✓ 業務システム側の仕様には連携要件としてデータの取り込みが定義されているが、**マイナポータルから入手できる申請データの形式は単純に取り込める形式ではない**ため、申請データのどの内容を業務システム側が受理できるのかを明らかにする必要があると考える
- ✓ **現在の管理項目では、一意に紐付けることができる項目が存在しない**
- ✓ 共通機能標準仕様書にある申請データ照会APIは、手続き毎に異なる項目を**申請詳細情報項目（自由に設定可能な項目）の繰り返しとして受け付ける形となっているが、標準準拠システムで受け付ける手続きについては、申請詳細情報項目を明確化し、基幹業務システムの管理項目と紐づけを行った上で、手続きごとにインターフェースを定義すべき**
- ✓ 現状のマイナポータル等の申請では、項目が決まっておらず、自治体が項目を決めることが可能となっている。そのため、申請管理機能を通じて**申請情報を照会した場合、照会した項目が、標準準拠システムのどの項目に該当するかを判断できないので、照会した結果を画面表示することは可能だとしても、標準準拠システム内に取り込むことは不可能だと思われる**。照会した結果を標準準拠システムに取り込み、標準準拠システム側での処理に繋げるのであれば、**申請手続き毎に基本データリストに準拠した項目を定義すべきだ**と考える。

1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

当初の対応方針（案）に対して、プリセット項目と基本データリストの対応については、連携要件に規定すべきとの意見が多く寄せられたほか、プリセット項目変更時の対応やコード値も含めた規定が必要など要検討事項に係る意見も寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <4件>

■ 自由度を残す必要性あり <1件>

- ✓ ぴったりサービスでは標準準拠で取り扱わない内容の受付（自治体独自の申請データ項目など）も想定されるため、地方公共団体側での自由度は今の通り維持しつつ、標準準拠業務推進上必須となる部分を規定していただく流れを作っていたきたい。

■ プリセット項目のカスタマイズ禁止を希望 <1件>

（「1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性に関する最適化意見」）と同様

※その他は取り扱いに関する意見

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <9件>

■ 連携項目は絞らない方向を希望 <1件>

- ✓ 申請管理機能側で、基本データリストに該当する項目の絞り込みをおこなうには総務省仕様からの変更規模が大きくなる

■ プリセット項目変更時の対応整理が必要 <1件>

- ✓ 紐づけの情報をどう管理するか、マイナポータル側の申請項目が変更された場合どう対応するかの検討が必要

■ コード値の規定も必要 <1件>

- ✓ 基幹業務システムに連携される項目は、コード値でなくテキスト形式となるため、基本データリストの管理項目のみならず、コード値の対応も必要

※その他は取り扱いに関する意見

取り扱いに対する反対意見 <14件>

1-2_仕様書への反映（連携要件） <11件>

- ✓ プリセット項目については対応表を、強制力のある**標準仕様書に記載すべき**
- ✓ 連携データの中に、基幹業務システムに必要な項目が不足していた場合、基幹業務システムで処理が行えない

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <2件>

（内容としては1-2と同じもの）

1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

プリセット項目と基本データリストの管理項目の対応、プリセット項目以外との紐づけ方法を整理し、これらの内容を、連携要件として規定することとする。

考え方

・申請項目と業務システムの管理項目を紐づける必要がある。

・プリセットが規定された手続きにおいては、申請項目を特定できるが、自治体独自に追加した手続き・項目については対応が難しい。



対応方針（案）

取り扱い

1-2_仕様書への反映（連携要件）
2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

申請データを取得するAPIは汎用的なものとしたうえで、ぴったりサービスの申請項目と基幹業務システムの管理項目との対応関係をコード値も含めて紐付ける方向で検討する。
なお、標準化対象業務に関する手続きについては、プリセットが規定されていない場合について（下記#3）、今後プリセットを整備していく方向で検討するとともに、標準準拠システムに取り込むこととする（標準準拠仕様書にて、当該手続きについては管理項目含めて規定されている想定）。

#	手続き分類(※)	プリセット	申請データ項目	対応の方向性
1	標準化対象	あり	プリセット項目	プリセットされた申請項目と基本データリストの管理項目の対応を示す。
2			任意設定項目	プリセットではない申請項目（自治体が独自に設定した申請項目）について、基本データリストの管理項目との紐づけについて検討中
3	標準化対象外	なし	全て	標準準拠システムへの連携対象外
4				

※：「1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化」への意見を踏まえ細分化

1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取扱い
1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化	<p>プリセットが規定されていない手続きはどのように取り扱えば良いのか。</p> <p>基幹業務システム内の管理項目と申請データの紐付けが複雑であり、基幹業務システムの改修が大変であると想定されるため。</p>	-	<p>反対意見を踏まえて対応方針を調整 (次ページ)</p> <p>プリセットのない手続きは申請データ項目と管理項目の紐付けが困難。プリセットのない手続きを取り込む場合は、各自治体にて個別に紐付けを行う必要がある。</p>	9_その他

1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化

構成員意見を踏まえ、プリセット以外の項目を標準準拠システムで取り扱うことについて、連携要件を含め対応を検討する。プリセットが規定されていない手続についても、標準化対象業務と対象外の業務で細分化し、それぞれの取扱いを整理する方針とする。

構成員の反対意見

■ 反対意見

対応方針：5/21件

取り扱い：9/21件

<理由>

- ✓ プリセット項目以外の項目を基幹業務システム側にて取り込むことは、標準準拠システムのカスタマイズに該当するのではないか

<対応方針の最適案>

- ✓ プリセットがある手続きのみを基幹業務システムへの連携対象とし、プリセットがない手続きは連携対象外とすべき
- ✓ 基幹業務システムへの連携が必要と考える手続き・自治体のニーズが高い手続はプリセットを規定する方向で検討する
- ✓ プリセットのない手続きは、手入力またはRPAによる連携のみ対応する



対応方針（案）

取り扱い

9_その他

内容

①プリセット以外の項目の取扱い

→ プリセット以外の項目と、基本データリストの管理項目として取り込むことを可能とする。（対応の規定方法については、検討中）

②プリセットが規定されていない手続きの取扱い

→ プリセットが規定されていない手続きについて、標準化対象の手続きと対象外の手続きに分類し、対応を整理する。

「1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理」に記載のとおり。

2. 申請管理に関する仕様の疑義や不足の 解消

2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定

申請管理機能についても、他の共通機能と同様に運用フローや機能要件を規定すべきであるとの意見が多く寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

特段規定なし

共通機能標準仕様書:機能要件

特段規定なし

構成員の意見

- ✓ 申請管理機能は運用フロー自体が策定されていない
- ✓ 申請管理については業務フローが定義されていないため、各種手続きで共通的な部分については定義しておく必要がある
- ✓ 団体内統合宛名機能や住登外宛名機能のような業務フローを示してほしい
- ✓ 別紙1 機能要件【第1.0版】に申請管理機能の要件が記載されていないので、他機能と同様に明記すべきであると考える。機能要件に機能の記載がなく、どのような機能を実装すべきかわからない
- ✓ そもそも申請管理機能については運用フローが示されていない。住民の申請開始から最終的な処理完了までの一通りのフローを示すべき。

2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

■ 26手続き分の運用フローの精査・提示を希望<1件>

- ✓ 共通的な運用フローのみの提示では、総務省仕様との整合性を確保した実装ができないため、総務省仕様との整合性を確保するためにも、26手続き分の運用フローを今の時点で精査して明示するべきではないでしょうか。その上で、運用フロー中で将来的に実装される申請状況登録APIを用いた場合の予約機能も記載されているとよいと思います

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<6件>

■ 手続き毎の運用フローが必要<3件>

- ✓ 共通的な運用フローのみの提示では、総務省仕様との整合性を確保した実装ができないため、26手続き分のフローの提示を希望
- ✓ 少なくとも手続・業務ごとの運用フローの分析は必要
- ✓ 今後手続きごとのフローが規定するなどの対応変更を期待

■ 汎用性な運用フローとする（強制力を持たせない）<2件>

- ✓ 運用フローについて、強制力を持たせると機能範囲が制限される可能性がある
- ✓ 全ての届出について、運用フローを規定するのは困難なため、汎用的に使用できる運用フローとして規定してほしい

■ 連携機能・使用するAPIの明確化<1件>

- ✓ API連携は、ぴったりサービスと申請管理機能の取得APIと、申請管理機能と基幹業務システムの照会APIがあるが、運用フローでそれぞれ明確に切り分けて表現すべき

取り扱いに対する反対意見<2件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件）<1件>

- ✓ 運用フロー及び機能要件共に標準仕様に記載する。

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能）<1件>

- ✓ リファレンスではなく要件として明示していただきたいため。

2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定

対応方針への
意見踏まえた再検討

ご意見を踏まえ、運用フロー及び機能要件を新たに規定し、最低限申請管理機能が保持すべき機能を明確にする。

考え方

申請管理システム（総務省仕様準拠）はセキュリティポリシーガイドライン等に準拠した申請管理機能の実装方式を例示したものという整理としているため、総務省仕様との関係性を明確にする必要がある



対応方針（案）

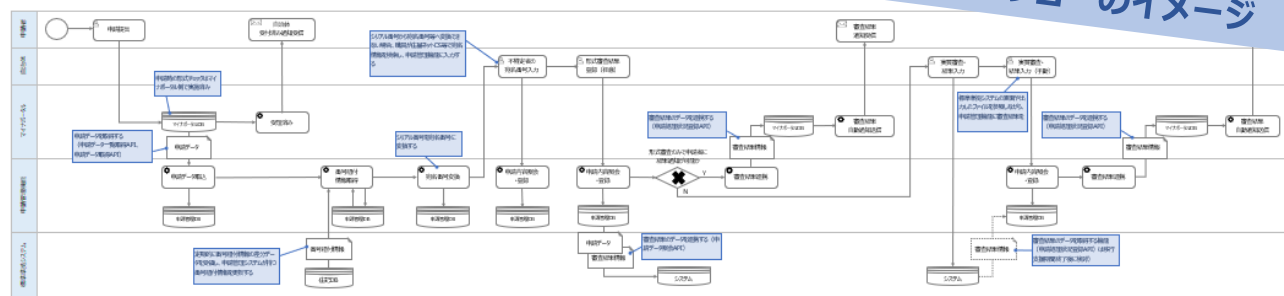
取り 扱い

運用フロー：2_リファレンス提供（強制力はない）
機能要件：1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

内容

総務省仕様との整合を確保した形で、運用フロー及び最低限必要となる機能要件を新たに規定する。

運用フローのイメージ



運用フロー及び機能要件のイメージは以下別紙をご参照のこと

別紙 1 運用フローイメージ（申請管理）

別紙 2 機能要件イメージ（申請管理）

構成員意見を踏まえ、運用フローについては、総務省仕様規定された26手続きのフローとの整合性を確認する

2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定

運用フローについては、通常の申請パターン（本人申請の正常系）以外についても、規定が必要であるとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

特段規定なし

共通機能標準仕様書:機能要件

特段規定なし



構成員の意見

- ✓ ベースとなる本人申請以外に以下の運用フローの詳細化が必要
 - マイナポータルからの代理人申請のパターン
 - 申請内容に不備があった場合の差戻しのパターン
 - 複数の申請をまとめて行った場合のパターン（関連する手続きをプッシュするのであれば、それらをまとめて申請するケースについての考慮が必要）

- ✓ 運用フローの定義の際には、パターンに応じたデータ連携時に、インターフェースのどの項目に何の値が設定されるべきかを明確にしておく必要がある

2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定

情報提供依頼への回答として、細かなものも含めて考え方を示すべきとの例外パターンが複数寄せられた。

情報提供依頼内容

その他運用フローを規定すべき例外パターンがあれば提供をお願いいたします

構成員の回答

- 申請の変更・取り下げ関連
 - ✓ **本人が申請内容を訂正する場合**
 - ✓ 誤送信、申請者が意図せず2回申請した場合
- 差し戻し（要再申請）関連
 - ✓ 自治体による差し戻しのパターンにおいて、例えば入力された申請内容に不備はなく、**添付書類の不足のみだった場合、住民にもう一度最初から申請を行ってもらうのか**、という点も整理しておきたい
 - ✓ 自治体による差し戻し（要再申請）に対する**長期間再申請がなかった際の対応として、申請内容を打ち切り**とするなど、自治体における把握状態が長期化しないようにするためのパターン検討は必要ないか。
- ぴったりサービスとの連携観点
 - ✓ ぴったりサービスが規定する**期間経過後でデータ取得できなかった場合**
- 個別業務の考慮（トリガーが市区町村となるケース）
 - ✓ 市区町村から住民へ申請等の案内をお知らせし、その案内に対して住民が申請するパターン
- 引越OSS関連
 - ✓ 本人による取り下げについては、**引越しOSSでは取り下げの申請を行う形となっている点への配慮**
 - ✓ **転出元自治体の処理ができていない転入者**が同日に大量に来て、量的に処理しきれない運用パターンについてご検討いただけますと幸いです。例外とは言いつつも、繁忙期においては発生する可能性が高い
- その他
 - ✓ **遡及申請も含めてまとめて申請**に来たようなケース
 - ✓ 想定するすべての手続を分析し、結果として汎化できるものはそのようにすべきと考えますが、フローが明確になっていない状況では機能の範囲が明確にならないため、**分析はすべての手続に対して行う必要がある**と考えます。
 - ✓ 本人による取り下げについて、**自治体からでしか取り下げ登録ができないのは、悪意のある第三者による取り下げを可能としてしまふ**のと、そのような運用考慮をしたときに自治体運用の過剰な負担が想定されるため、別案を検討したほうがよい

2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定

現行のぴったりサービスの機能にて想定される代表的なパターンについては、基本系となる申請から審査、結果通知までの運用フローとあわせて、通常パターンの運用フローを規定する。その他のパターンについても、リファレンスとして対応の考え方を示すこととする。

考え方

主な例外パターンも含め、各システムで実装すべき機能の分担、職員の運用のフローや分担は明確にすべき

一方で、申請管理機能も共通機能として任意で機能追加が可能であることから、実装必須機能としての規定は最低限の内容に留める



取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

現行のぴったりサービスの機能で共通的に発生するパターンについては、ベースラインとなる運用フローを規定する方向で検討する（仕様書への規定にあたっては、本検討で整理した内容をベースに個々の手続きの分析を行うこととする）。

#	パターン	システム上の対応	対応の方向性
1	代理申請	申請者が代理人の設定後に申請を行う	基幹業務システムでの取り込み後の対応（2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化）にて考慮 運用フローを規定
2	申請内容の修正	申請者からの連絡を起点に、自治体にて「要再申請」に変更（ぴったりサービスに申請者の取下げ機能なし）	
3	申請の取下げ	申請者からの連絡を起点に、自治体にて「取下げ」に変更（ぴったりサービスに申請者の取下げ機能なし）	
4	自治体による差戻し	自治体にて「要再申請」に変更	

2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定

つづき

対応方針（案）（2/3）

前頁#2、4はぴったりサービスのステータスを「要再申請」、#3は「取下げ」に変更する必要がある。それぞれのパターンにおける自治体での対応と、各システムへの連携についての考え方は以下の通り。

#	ぴったりサービスの処理状況	変更するタイミング	自治体での対応	ぴったりサービス	申請管理	基幹業務システム
1-1	要再申請	ぴったりサービスからダウンロード前	ぴったりサービスにて「要再申請」に変更	左記の通り	再申請された申請を取得し、通常フローで対応	通常フローで対応
1-2		申請管理機能で確認・審査中	申請管理機能にて「要再申請」に変更	申請管理機能から連携（※1）	再申請された申請で、通常フローで対応	通常フローで対応
1-3		基幹業務システムで審査中	申請管理機能にて「要再申請」に変更	申請管理機能から連携（※1）	再申請された申請で、通常フローで対応	再申請された申請で、通常フローで対応
2-1	取下げ	ぴったりサービスからダウンロード前	ぴったりサービスにて「取下げ」に変更	左記の通り	—	—
2-2		申請管理機能で確認・審査中	申請管理機能にて「取下げ」に変更	申請管理機能から連携（※1）	「自治体での対応」列以外の対応なし（取下げデータとして、審査対象外となる）	—
2-3		基幹業務システムで審査中	申請管理機能にて「取下げ」に変更	申請管理機能から連携（※1）	「自治体での対応」列以外の対応なし（取下げデータとして、審査対象外となる）	申請管理機能から連携（※2） ※業務システムによる

内容

2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定

つづき

対応方針（案）（3/3）

その他のパターンにおける対応は以下の通り。

#	分類	例外パターン	自治体における対応
1-1	申請の変更・取り下げ関連	誤送信など申請者が 意図せず2回申請した （二重申請）場合	申請者に連絡の上で、不要な申請を「取下げ」として登録する
2-1	差し戻し（要再申請）関連	入力された申請内容に不備はなく、 添付書類の不足のみだった場合	差し戻し（要再申請）として登録し、添付書類のみ差し替えを要請する
2-2		自治体による差し戻し（要再申請）に対する 長期間再申請がなかった際の対応	自治体毎に「取下げ」扱いにするのかの判断を実施
3-1	ぴったりサービスとの連携観点	ぴったりサービスが規定する 保持期間経過後でデータ取得できなかった場合	申請者に再申請を依頼する（申請者からの問い合わせが起点となると想定される）
4-1	個別業務の考慮（トリガーが市区町村となるケース）	市区町村から住民へ申請等の案内をお知らせし 、その案内に対して住民が申請する場合	個別の手続の案内は、基幹業務システムの標準仕様書にて個別に規定される範囲のため、本サブ課題の対象外と整理
5-1	引越OSS関連	引越しOSSにおける取下げ （取下げの申請が提出される）	今後デジタル庁が公開する引越OSSに関するガイドラインに基づき、自治体において適切に対応いただく想定である
5-2		転出元自治体の処理ができていない転入者 が同日に大量に来て、量的に処理しきれない場合	
9-1	その他	遡及申請も含めてまとめて申請に来たようなケース	原則として、申請の順を追って1件ずつ処理いただく想定

内容

2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理

運用フローの前提となる、基幹業務システムと申請管理の役割分担についても規定すべきとの意見が多く寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編
特になし

構成員の意見

- ✓ **基幹業務と申請管理の役割分担、連携の流れが整理されていなければならない。**加えて**総務省申請管理システムとの役割分担も必要**
- ✓ 申請管理システムが持つ**機能範囲(ぴったりサービス連携、審査機能など)を包含した位置づけなのか、基幹システムとの連携だけを持つ機能なのか位置づけが不明確。**基幹システムとの連携だけを定義するとした場合、なにと基幹業務システムとの連携を定義しているのか不明確
- ✓ 現状の紙の届書を想定した場合、システムでの審査を実施する前に**自治体職員において、書類上のチェックを行う。この役割をどこに持たせるのかの定義が必要**と考えます。本定義を明確にしない場合、どのシステムがどこまでの役割を担うのかが不明確となり、フローとして、標準的なフローにはならないからと考えます。(上記の役割については、ぴったりサービスにて入力時にチェックする事が理想的と考えます。)
- ✓ 親会提示資料における「<共通機能標準仕様書(第1.0版)における申請管理機能の取扱い>」において、「**基幹業務システムが申請データをダウンロードする**」とは例えば**マイナポータルから直接ダウンロードすることを指すのでしょうか。**その場合、総務省の申請管理システムは仲介しませんが、それでも問題ないとの整理でしょうか。
- ✓ 各業務の標準仕様書(横並び精査)の中で、業務システム側で必要となる機能が記載されているが、単に申請管理機能と連携できることしか記載されていない。共通機能としての申請管理機能の機能要件を受けて、**業務システム側でどのような連携機能を実装すれば良いのかを判断できない**ため、業務システム側の視点に立った補足説明等を記載してほしい

2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <4件>

■ 申請管理機能から審査機能の除外が必要

- ✓ 形式審査については、入力時に行うべきと考えるため、ぴったりサービス側で形式審査は行う。申請管理においては、形式審査の機能を除外すべき
- ✓ 住民のUIの観点から、形式審査は本来ぴったりサービスですべきと考えますが、形式審査、実質審査ともに基幹業務システム側でチェックし、不備があった箇所についてまとめて住民に連絡がいくようなフローをとることが望ましい（両方に不備があったケースでは少なくとも2回差戻が行われてしまうことが懸念）

■ 審査機能の方針の明確化が必要

- ✓ 審査形式について、総務省版の仕様では申請管理システム側で事前審査を行う方針と業務システム側で一律審査する方針の2パターンが提示されていた。標準仕様としてはどちらを採用するのか明記していただきたい。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<3件>

■ 手続ごとの運用フローの分析が必要

- ✓ 手続ごとの運用フローの分析が必要と考えます。形式審査および実質審査の具体的な内容について、手続ごとの性質を考慮した上で、ぴったりサービス、申請管理機能、標準準拠システムの役割を整理する必要があり、特にぴったりサービス側のチェック機能を包含した検討が必要

■ 用語の定義をすべき

- ✓ 形式審査、実質審査という単語が不明瞭なため、認識のブレが発生していると思われる。単語を変えるか意味の補足が必要。 <2件>

形式審査 = 申請管理機能-基幹業務システム間のデータ型チェック

実質審査 = 業務ごとの審査機能（審査会など）

取り扱いに対する反対意見 <7件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <5件>

- ✓ 役割分担については一定の強制力がないと、各システムにおいて、認識齟齬が発生し、開発範囲が不一致となるため
- ✓ 役割分担・流れに関してはリファレンスではなく、責任分界点を仕様として規定されることを望む。マイナポータルを経由するデータを取り扱うためなおさら必要
- ✓ 曖昧なままにしておく、それぞれのシステムに隙間が生じてしまい、結局動かないものになってしまう（リファレンスだけでは不十分）

1-2_仕様書への反映（連携要件） <2件>

→ 理由等の記載を確認する限り、「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」と見受けられた

2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

最適化意見を踏まえ、運用フローとあわせて、申請管理のベースラインとなる役割分担・流れを仕様書に規定することとし、形式チェック、形式審査、実質審査等の用語定義を明確にし、認識齟齬の発生を抑制することとする。

考え方

運用フローと機能要件の規定にあたっては、申請管理及び各基幹業務システムでの役割分担・流れを明確にする必要がある

一方で、審査をどのシステムでどこまで実施するかは、各基幹業務や手順によって異なるほか、今後変更となる可能性があることも踏まえ、申請管理機能としては、どのような場合であっても運用対処も含めて柔軟に対応するための機能を規定する必要がある



内容

対応方針（案）（1/2）

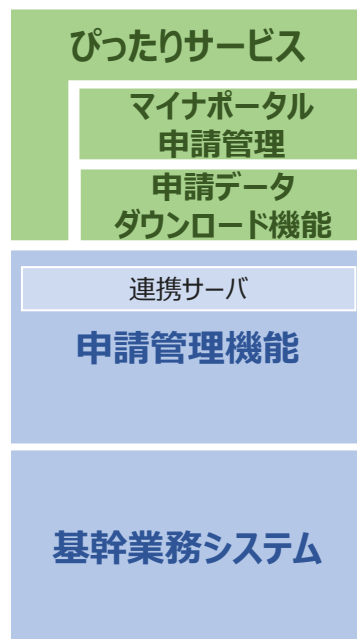
取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

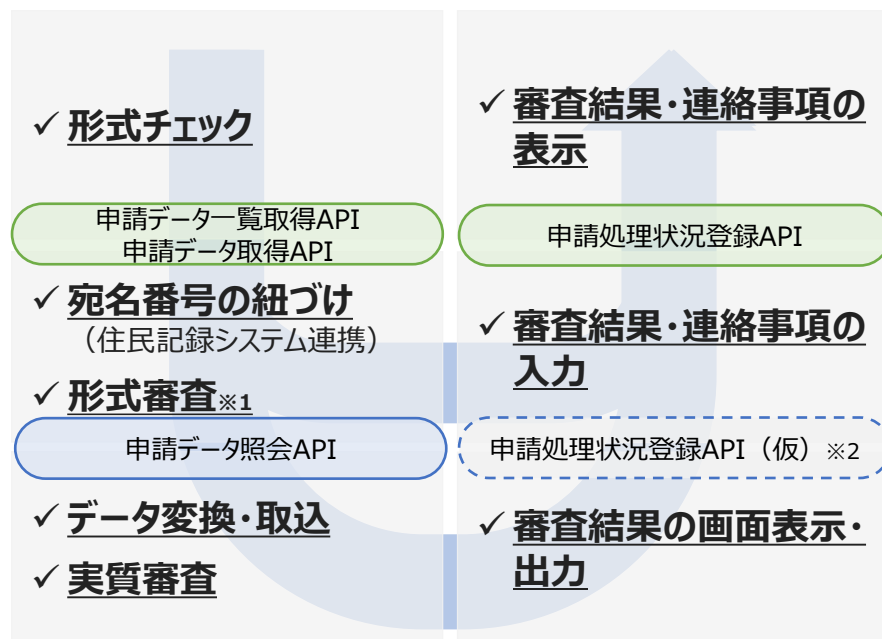
→ 2_リファレンス提供（強制力はない）

運用フローとあわせて、現状のぴったりサービス・申請管理システム（総務省仕様準拠）との整合を取った形で役割分担・流れの全体像を規定する。

システム



役割



※1：形式要件のみを満たせば受理できるものなど即時で審査が完了するものは、直接審査結果を入力するケースも想定される

※2：基幹業務システムにおける実質審査のステータスとあわせて別途検討する予定（3.1.1.申請処理状況登録APIの追加）

つづき

対応方針（案）（2/2）

前ページに記載した申請内容の確認・審査に関する各種用語の定義は以下のとおり。

■形式チェック

現行のぴったりサービスで実施する必須項目の入力有無のチェック等の最低限の形式チェック

■形式審査

基幹業務システムに保持するデータとの突合や審査会等での承認を必要としない手続きにおける申請内容の妥当性の審査。申請の意思の確認のみでよい手続きについては、形式審査にて承認し、ぴったりサービス等へ審査結果を返却するような運用を想定。なお、申請管理機能における形式審査の実施は任意であるほか、基幹業務システムのデータを目視で参照しながら、実質審査を申請管理機能にて実施する運用も妨げない。

■実質審査

基幹業務システムに保持するデータとの突合や審査会等での承認を必要とする手続きの審査。

内容

2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

申請の差分データを、漏れなく取得するための仕様を明確化する必要があるとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:申請データ照会API仕様書

(リクエストのパラメータの抜粋) ※検索対象は申請日

項番	パラメータ名	項目名	記述例 (抜粋)
1	shutokutaishonenga ppifrom	取得対象年月日FROM	yyyy-mm-dd
2	shutokutaishojikanfr om	取得対象時間FROM	hh:mm:ss
3	shutokutaishonenga ppito	取得対象年月日TO	yyyy-mm-dd
4	shutokutaishojikanto	取得対象時間TO	hh:mm:ss

構成員の意見

- ✓ 申請データ照会API仕様書【第1.0版】のリクエスト_API仕様について、「**取得対象年月日**」「**取得対象時間**」とあるが、これは具体的に何を指すのか。申請日等を指しているのか。業務システム側で**前回取得した申請情報からの差分（新規申請・変更申請等）を取得できるような仕組みが必要**
- ✓ 申請データ照会APIで定義されている項目について再検討する必要がある。現在定義されているAPIのリクエストについて、取得対象期間の指定が必須となっていますが、**基幹業務システムで申請データを取得する場合は、システムで未取得の申請データを漏れなく取得する必要がある**と考えられるため、期間指定ではなく、取得状況（未取得など）を条件としたデータ取得などを検討する必要がある

2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

情報提供内容を
踏まえた再検討

差分対象を明確化するための取得済みフラグについては、必要とする意見が多く寄せられたが、一方で、処理の増加、クライアント側の受信を確約できない点を懸念し、不要とする意見も寄せられた。

情報提供依頼内容

差分データの取得漏れを防ぐため、上記の仕様のほか、取得済みフラグ等を申請管理機能に追加の仕様を規定する必要はありますか

構成員の回答

■ 取得済みフラグが必要 14件

- ✓ 「審査完了」+「未取得」という条件指定でデータ連携できるとよい
- ✓ 「対象年月日・時以降」の「未取得」データという条件で取得できた方が都合がよい
- ✓ マイナポータル申請管理外部接続インターフェース仕様書の申請データ一覧取得APIでは「downloadMode（0:全て1:未ダウンロード2:ダウンロード済）」があるため、同様の項目規程が望ましい
- ✓ 受付番号と手順コード単位で、照会済みかどうかを判断できるフラグを持たせたうえで、差分の判断を行うのが効率的
- ✓ 時刻まで指定した差分把握の場合、ベンダー間によっては時刻の定義（データ更新時、画面表示時等々）が異なる恐れあり

■ 取得済みフラグが不要 4件

- ✓ 申請管理機能で管理したとしてもクライアント側で受信できたかを確約できるものではない（クライアント側のタスクになる）ため、取得済みフラグは不要 <2件>
- ✓ 取得済みデータのフラグを更新する処理が新たに発生することになるため得策ではない。取得のための年月日 + 時刻の定義が明確であればよい。
- ✓ 取得側が受信した最終レコードのタイムスタンプ等を管理し、それを次回取得時のFROMに設定する仕様にしてはいいかがか

2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <0件>

- ✓ 特になし

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<10件>

■ 申請管理機能における形式審査年月日をリクエスト項目へ追加 <3件>

- ✓ 審査ステータスおよび審査年月日の考え方の追加も必要です。例えば、受信日時と審査年月日が異なる場合、差分の取得が適切におこなえない
- ✓ 申請管理システム側に「審査完了日時」を設けて、申請管理システムとして審査が完了し、業務システム側に引き渡してもよい状態になった処理時間を記録するようにし、その審査完了日時の範囲について、データ取得の条件とすべき。

■ 取得漏れ・エラー時の対応の規定 <3件>

- ✓ 申請されたデータが取り扱われなくなる可能性があるため、取得漏れがあったデータを基幹業務システム引き渡すルールも規定が必要（API上フラグを追加し、取得漏れがあったデータを定期的に基幹システムから取得してもらうなど）
- ✓ 通信エラー等（申請管理側は取得済み扱いだが業務システム側は取得できなかった等）が発生した場合に再取得できるような考慮が必要

■ その他（API仕様書の改定にあたっての検討事項）

- ✓ 「取得対象年月日」「取得対象時間」について定義が必要と考える。ぴったりサービスの項目と同一値として扱う必要がある場合は申請管理機能としての機能として定義が必要となる。
- ✓ API仕様書を確認すると、日付と時間が両方必須となっているので、分ける意味がないのではないかと。時間検索が任意の場合には日付単位で取得できるかと思しますので、その場合には分割されていても問題ない
- ✓ ぴったりサービスは「受信日時」、申請データ照会は「取得対象年月日」「取得対象時間」となっており、同じデータ項目を指すのか迷います。元となっている「受信日時」に項目名を合わせるなどしてはいかがでしょうか
- ✓ 差分データの取得については、対象年月日・時以降の申請データという条件で取得したい場合、「別紙5_申請データ照会API仕様書【第1.0版】.xlsx」の「リクエスト_API仕様」シートの取得対象年月日・時のFROM,TOのうち両方とも必須となっているため対象年月日・時以降というデータの取得ができないと思われます。TOの必須を外していただきたいです。

取り扱いに対する 反対意見<1件>

9_その他<1件>

- ✓ 日付の意味合いを明確にすればよいだけで、日時データの変換を実施することを実装必須にする必要はない。差分データの取得漏れを防ぐのであれば、取得済みフラグ等の追加でよい

2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

ご指摘を踏まえ、取得対象年月日と対応するぴったりサービスからの取得項目を明記することとする。

考え方

差分データを漏れなく取得できるように仕様を明確にするとともに、なお取得漏れが発生する可能性が残るのであれば、仕様の追加も検討する



内容

対応方針（案）（1/2）

取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

ぴったりサービスの項目と申請データ照会APIの項目の対応は以下の通り。申請データ照会APIで照会し、基本データリストに即した形で標準準拠システムにデータを格納できるようにするため、申請管理機能において日時データの変換を実施する必要がある。

ぴったりサービス （申請データ一覧取得API）

パラメータ名	概要説明	備考
receiveDateTimeFrom	受信日時 FROM	受信日時 FROMの値以上で検索 yyyy-MM-ddTHH:mm形式
receiveDateTimeTo	受信日時 TO	受信日時 FROMの値以上で検索 yyyy-MM-ddTHH:mm形式

申請データ照会API

パラメータ名	項目名	記述例（抜粋）
shutokutaishone ngappifrom	取得対象年月日FROM	yyyy-mm-dd
shutokutaishojik anfrom	取得対象時間FROM	hh:mm:ss
shutokutaishone ngappito	取得対象年月日TO	yyyy-mm-dd
shutokutaishojik anto	取得対象時間TO	hh:mm:ss

2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

情報提供内容を
踏まえた再検討

申請管理機能における形式審査年月日を保持し、リクエスト項目として追加する方向で検討するほか、取得済フラグの追加についても、規定方針・方法について構成員意見を改めて伺った上で決定したい。

対応方針（案）（2/2）

■ 申請管理機能における形式審査年月日・時間

任意のリクエスト項目として追加で規定する方向で検討する

■ 取得済フラグの取扱い

「2.1.6.大量データの取扱い明確化」の中で、Limitを設定し、対象データを取得しきるまで複数回APIを実行する際に、未取得分を指定できると良い（パラメータを追加すべき）との意見も寄せられたことを踏まえ、ぴったりサービスの仕様とあわせた形で取得済フラグを仕様として追加する方向で検討する。

一方で、取得漏れを検知するためには基幹業務システムが受信ができたことをもって申請管理機能の取得済フラグを更新する処理（API）の追加必要となる想定であるが、ぴったりサービスには同等の機能は規定されていない。

また、今回リクエスト項目の日時の定義の明確化しており、前回取得した最終レコードの日時以降をFROM条件とすることで取得漏れを抑制可能と考えられる。（障害等による取得エラーについては、申請管理機能、基幹業務システムの対象一覧を比較し、差分を確認することで再取得対象は抽出可能となる認識）

<構成員への情報提供依頼>

上記を踏まえ、以下のいずれのパターンで申請管理機能の仕様に追加するのがよいか構成員ご意見を伺いたい

- ① フラグは不要
- ② 「送信済フラグ」として申請管理機能としてAPIのリクエストがあったことをもって更新するフラグを追加する
- ③ 「取得済フラグ」として基幹業務システムでの受領確認後に追加で定めるAPI等で更新するフラグを追加する

2.1.6.大量データの取扱い明確化

データ連携WTでもご意見があった大量データの取扱いについて、申請データ照会API関連でも寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:申請データ照会API仕様書

リクエストパラメータとして「limit（取得上限数）」を規定

→ 自治体毎の申請受付件数等の事情や、ASPで構えるサーバのスペック等を踏まえて「limit（取得上限数）」を設定し、対象データを全件を取得しきるまで複数回APIを実行いただく想定

共通機能標準仕様書:本編

一括承認など大量申請への対応は、申請管理機能としては想定なし。各基幹業務システムの標準仕様書にて必要な業務には規定するという整理

構成員の意見

- ✓ 現在は1リクエストに対して、条件に合致した申請データ全てが取得できる方式となっていますが、申請データには**添付書類も含まれるため、申請データのデータ量が増えた場合の対策についても検討が必要**と感じられる
- ✓ **連休明けなどで処理すべきものが多数ある場合、繁忙期の場合は住民の来庁のほうが多い**且つ間に合わずに混乱が予想されるケースも想定されるため、申請管理の標準機能として大量データに対応するために必要とされる機能（例えば一括承認やもう少し手間のかからない確認及び却下のフローまたは機能）が検討できないか。架電での問い合わせなどがガイドラインとして出ているため1オペレーションとしては対応可能だが、量を含めた面としてみたときに、職員負担が大きく適切でないことが考えられる

既存のAPIの規定に対して、懸念があるとの意見は限定的であり、仕様書の規定に際する要検討事項がいくつか寄せられた。

情報提供依頼内容

①現状の仕様「自治体毎の申請受付件数等の事情や、ASPで構えるサーバのスペック等を踏まえて「limit（取得上限数）」を設定し、対象全件を取得しきるまで複数回APIを実行いただく想定」とした場合に、なお実運用において懸念が残りますでしょうか。

構成員の回答

懸念あり <1件>

■添付書類を含む手続きをAPI連携すること自体への懸念

- ✓ PDFやExcelといった大容量になりえるファイルが添付されている場合があり、これらをREST APIを使用して大量取得することは危険。Limitに1を指定して繰り返し処理を行う運用が想定されるが、Limitの意味がなくなり、1件ずつではデータ取得に時間がかかったり、負荷がかかったりする。総務省版同様に申請ZIPファイルの連携を規定すべき
- ✓ 添付書類データのみ取得する連携IF追加を検討することで、大量データを取り扱う時のデータ量の対策が図れるのではないか

懸念なし・未回答 <23件>

■未取得分をリクエストするためのパラメータ追加を希望 <3件>

- ✓ 間隔を置いて基幹システムから取得する場合などを想定し、未取得のデータを取得するのか、取得済みも含めて取得するのか、識別できるパラメータを追加して欲しい（取得済みフラグ：2件）
- ✓ 対象全件を取得しきるまで複数回APIを実行する想定で問題ない。その場合、申請データ照会APIの項目に、残り何回実行する必要があるかわかるようにする必要がある（残りリクエスト数を識別する仕組み：1件）

■申請管理機能側と標準準拠システム側がLimit値に関する協議を行うとの規定の追加

- ✓ トラブルをさけるため、API仕様の備考に申請管理機能側と標準準拠システム側とでLimitの値について検討し、設定する旨を追記するのがよい。AWSでは、APIリクエスト単位で課金が発生しますので、照会回数の増加に対する考え方についても明示が必要
- ✓ 呼び出される申請管理機能側でも上限設定がある場合があることを明記しておくべき。リクエストlimit>システム上限数の可能性があるため、調整が発生する事項となるため

■「limit（取得上限数）」の設定上限（MAX値）の規定

- ✓ 既にAPIに上限値の項目が設けられているが、設定できるMAXの値は規定すべき。（1回の呼び出しで100件が上限と考える）

2.1.6.大量データの取扱い明確化

転入出が集中する時期の手続きや年次処理（特定の時期に集中する手続き）に関しては、一括処理の考慮が必要との意見が、一部の構成員から寄せられた。

情報提供依頼内容

②各基幹業務の標準仕様書とあわせてご確認いただき、一括処理等の考慮が不足しており、業務の運用が難しいと考えられる業務・事務等がありますでしょうか。

構成員の回答

懸念あり<5件>

【対象の考え方】

■ 転入出集中時期の事務手続き全般

- ✓ 国内では例年3・4月に転入出が多く発生することによる各基幹業務の事務手続きの増加が考えられる。各基幹業務にブレイクダウンして確認する視点のほか、日本国内実情に沿った事務量増加タイミングなどから検討する必要もある

■ 年次処理

- ✓ 業務によっては、介護保険負担限度額認定申請への対応等の年次処理等で大量の申請データを処理する必要があると想定するため、一括処理に対応する仕組みが必要と考える。

【個別の対象手続き】

- ✓ 児童手当の現況届
- ✓ 介護保険負担限度額認定申請（年次処理に該当）

【対応策】

- ✓ 一括承認など大量申請への対応として、ファイル連携の仕組みが必要と考える。

■ その他（申請管理機能における一括処理の規定）

- ✓ 2.1.3で役割分担が明確になった場合に、例えば形式審査で大量にはじくようなケースにおいては申請管理側の仕様書に書かれることになると考える

懸念なし・未回答<19件>

2.1.6.大量データの取扱い明確化

構成員の懸念が一部に留まったこと、ぴったりサービスからのダウンロード機能もAPIで実装されることを踏まえ、申請管理機能から基幹業務システムへの申請データの連携もAPI連携とする仕様は維持する。

考え方

大量となる場合もある添付資料を含む申請データのAPI連携についての構成員の懸念は一部に留まる

申請管理機能が利用するぴったりサービス申請管理からの申請データのダウンロード機能も、APIで実装される仕様となっていることを踏まえると、申請管理機能と基幹業務システム間の申請データの連携についてもAPI連携で実装可能と考えられる



対応方針（案）

取扱い

4_既存仕様にて規定済 ※前回提示の方針を維持

内容

申請管理機能と基幹業務システム間の申請データの連携は、申請データ照会APIで実装することとし、自治体毎の申請受付件数等の事情や、ASPで構えるサーバのスペック等を踏まえて「limit（取得上限数）」を設定し、対象データを全件を取得しきるまで複数回APIを実行することとする。

limit以上の件数を取得する際には複数回の実行を想定されることから、**取得済みを除いてリクエストすることができるようにするためのフラグはリクエストパラメータとして追加で規定する方向で検討**する（2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化）。

その他、「limit（取得上限数）」については、申請管理機能側のシステム上の上限値やリクエスト数増加によるクラウド利用料への影響も踏まえながら、**申請管理機能側と標準準拠システム側が協議を行った上で設定する旨を仕様書に追記**することとする（追記箇所は今後精査）。「limit（取得上限数）」の設定上限（MAX値）については、各自治体の業務量や、申請管理機能および利用する標準準拠システムのスペック等に依存するものと考えられるため、共通的な仕様としては規定しない。

2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

総務省仕様で規定された基幹業務との連携方式（方式3及び方式4）について、標準化後の取扱いを明確化すべきとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

2.1.2. 現行の申請管理機能を有するシステムの継続利用

(中略)

総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日）（以下「申請管理システム標準仕様書」という。）により構築された申請管理機能を有するシステム（以下「申請管理システム（総務省仕様準拠）」という。）については、標準化前の基幹業務システムの申請データ取り込みにおいて利用可能であるとともに、**標準化後の基幹業務システム（標準準拠システム）においても、2.1.3に示すインターフェースに従うことで申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能**である。

2.1.3. 標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて

(中略)

また、標準準拠システムとの申請データの連携方式についても、同様に過渡的な対応として「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に**規定されたAPI連携を実装せず、「申請管理システム標準仕様書」に規定された連携方式（RPA等簡易ツールの利用、画面からの転記）により行うことを認める。**

構成員の意見

- ✓ 申請管理システム標準仕様書で規定された「**方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装**」の継続利用は不可とする前提で、これらに代わる**インターフェースの検討が必要**と考える。
- ✓ 標準準拠システムと既存の申請管理システムとの連携について、申請管理システム側で申請管理機能の連携仕様に準拠すれば標準準拠システムとしても連携する必要があるが、従来の連携方式のままであれば標準準拠システムとしては連携機能を実装する必要は無いという理解で良いか？ **申請管理システム（総務省仕様準拠）と標準準拠システムとの連携においては、従来のファイル連携方式は実施不可という認識で良いか。**弊社としても実施不可で良いと考える。上記認識で良ければ、その旨を標準仕様（もしくはFAQ）に記載すべきと考える。



2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

総務省仕様で規定された方式3、4についても、過渡期的な対応としては認めるべきではないかなど、各方式の取扱いについてご意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

■ 申請管理機能と基幹業務システムの連携

- ✓ 方式3、4を実装不可とする必要性はないように考える
- ✓ 大量データを処理する場合は、一括処理での取り込みを前提としたファイル連携が必要と考えるため、方式4の対応は可とする必要があると考える。
- ✓ 方式3および4を実装済みの団体への影響が不明であるため、総務省仕様で取込機能（一括含む）を今年度実装済みの自治体様に対して、経過措置を認められるかを明示されるのがよい

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <7件>

■ 番号紐付情報の連携（申請管理機能 - 住民記録システム間）

- ✓ 番号紐付情報の連携方式はあくまで過渡的な対応と考えておりますが、過渡期経過後の対応についても明確にすべきと考えます

■ 申請データの連携（申請管理機能 - 基幹業務システム間）

- ✓ 過渡的な対応として「方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装の継続利用」を認める
- ✓ 方式1、方式2を禁止することについて検討が必要と考える。
- ✓ 「過渡的」が永続化しないような考慮のみ必要かと思えます。

取扱いに対する反対意見 <1件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 方式1・方式2を利用するのであれば、申請管理システム及び基幹業務システムにおいて、APIでの連携機能を実装しないことを過渡的な対応として認めるということか。そうなのであれば、2.1.4にて基幹業務システムにおいてAPI連携機能を実装必須機能とする旨が記載されているが、こちらにも方式1・方式2を過渡的な対応とする旨を記載する必要があると考える。

2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

対応方針への
意見踏まえた再検討

構成員意見を踏まえ、方式3及び方式4についても、方式1及び方式2と同様に過渡期的な対応として認めることとする。

考え方

申請管理機能と標準準拠システムの連携仕様として認められる対象を明確化し、誤解が発生しないようにする必要があるのである



対応方針（案）（1/2）

取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

以下（検討経緯資料）の記載を標準仕様書に反映する。

① 番号紐付情報の連携（申請管理機能 - 住民記録システム間）

標準化後の住民記録システムと申請管理機能との間の番号紐付情報の連携方式は、過渡的な対応として「申請管理システム標準仕様書」に規定されたファイル連携を認める【規定済み】

② 申請データの連携（申請管理機能 - 基幹業務システム間）

標準準拠システムとの申請データの連携方式は、「申請データ照会API」を新たに開発することを原則とする。ただし、過渡的な対応として「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日）に規定された連携方式（方式1：RPA等簡易ツールの利用、方式2：画面からの転記、方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装）を用いた連携を認める【方式3、4を許容する点を新たに規定】

（過渡的な対応の方式ごとの補足）

- 方式1、2を利用して全ての連携を実施する基幹業務システムについては、過渡的な期間限り、基幹業務システムに「2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化」に規定した申請データ受領後の機能の実装することを猶予する（基幹業務システム側は手入力用の画面があれば連携可能となるため）【新たに規定】
- 方式3、4を利用した連携については、基幹業務システム側にぴったりサービスから受領した申請データ項目と基本データリストの管理項目の差異を吸収する変換機能が必要となる（「2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間）」の明確化」で規定した日時データの変換など）【新たに規定】

内容

2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

対応方針への
意見踏まえた再検討

つづき

対応方針（案）（2/2）

なお、過渡的に総務省仕様で定める方式1・2、3・4を利用する場合における基幹業務システムの必要な対応や猶予の取扱いは以下の通り。

サブ課題	基幹業務システムに必要な機能	機能概要	過渡的に利用する場合における基幹業務システムで必要な対応	
			方式1・2	方式3・4
2.1.4	①申請データ取得機能	申請管理機能から申請データを取得する（申請データ照会API）	申請データ照会APIを構築するまでは実装を猶予	申請データ照会APIを構築するまで実装を猶予
	②申請データ変換機能	申請データを基幹業務システムにデータベースに合わせた形式に変換する		実装必須
	③宛名番号の登録機能	代理申請の場合、申請詳細情報に申請者とは別の個人が含まれる場合、引越しOSSの場合など、申請管理機能で宛名番号が付与できない場合において、宛名番号の登録を行う（検索は住民記録システム、住登外者宛名番号管理機能等を利用して実施する想定）		
	④申請データ取込機能	変換後の申請データを基幹業務システムにデータベースに取り込む		
2.1.7	既存IF（方式3、4）を利用した申請データ取得機能	既存IF（方式3、4）を用いて申請管理機能から申請データを取得する	—	実装が必要 （※当該機能について、方式3、4を採用する際に必要となる標準オプション機能として横並び調整方針に追加する方向で検討する）
	申請管理機能の機能要件として規定されているデータ変換機能	2.1.4の②以外に、申請データ項目と基本データリストの管理項目の差異を吸収し変換する（「2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化」で規定した日時データの変換など）		

内容

2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定

前回WTの提示内容は以下の通り。任意項目とする対象に「取得対象時間」が含まれることを明記（追記）するとともに、アクセスコントロールについての仕様を新たに規定する。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定	<p>申請データ照会APIでは取得対象年月日の指定が必須であり、受付番号がわかっても年月日が不明の場合照会できない。逆に、受付番号が指定された場合、それだけで一意に申請データが指定されるが、不必要な年月日をあわせて指定しなければならない</p> <p>申請データ照会APIでは手続きコードが指定可能であるが、必須ではないため手続き種別を指定しない要求が可能。一方で申請管理システムでは基幹業務システムごとに必要な手続きのみアクセスするようコントロールすることが求められている</p>	-	<p>必須項目と規定していた「取得対象年月日」、「取得対象時間」について、任意項目に見直す。</p> <p>アクセスコントロールは基幹業務システム間のAPI認証にて実施するため、別の基幹業務システムの申請データを取得できることはないとする。</p>	1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定

APIのアクセスコントロールについて規定する仕様については、以下の通りとする。

構成員の意見

- ✓ 申請データ照会APIでは**手続きコードが指定可能であるが、必須ではないため手続き種別を指定しない要求が可能**。一方で申請管理システムでは基幹業務システムごとに必要な手続きのみアクセスするようコントロールすることが求められている（前ページの「2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定」の起点となった意見）
- ✓ アクセスコントロールを考えた場合、申請データ照会APIは手続きコードで振り分ける汎用APIではなく、**手続きごとの個別APIとなっていた方が明確にコントロールできるのではない**か
- ✓ API認証におけるアクセスコントロールの方針は提示頂きたいと考えております（マイナポータル申請管理（地方公共団体が申請データを取得し、ダウンロードできるサービス）と同様に、**ダウンロード担当者のアカウント指定は不要で問題無いか**等）。
- ✓ 「2.2.4.申請データ照会APIの実施タイミングの明確化（2つ目）」への対応方針案は、「定期的にAPIを実行することで取得いただく想定」とありますが、**定期的とはシステムが自動取得の想定でしょうか**。対応方針案には賛同ですが、2.2.5、API認証におけるアクセスコントロールの対応方針との整合が取れる形での記載として頂ければと思います。



対応方針（案）

取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

申請データ照会APIのアクセスコントロールは以下によって実施する。

- ① 基幹業務システムにおける権限管理において、申請データ照会APIの利用及び、選択可能な手続きを設定することで制御する【追加で規定（横並び調整方針）】
- ② 申請管理機能-基幹業務システム間はAPI認証で制御する【規定予定（API認証のリファレンス）】
- ③ 申請管理機能においては、基幹業務システムごとに連携可能な手続きをマスタ管理し、登録外の手続きに関するリクエストはエラーとする形で制御する【追加で規定（申請管理機能の機能要件）】

内容

なお、申請データ照会APIについては、職員ユーザ以外のシステムユーザを設けたうえで、自動取得する機能を構築することも妨げない。

2.2.6.添付書類の取扱い明確化

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.6.添付書類の取扱い明確化	申請データ照会APIではJSON形式でのレスポンスとなるが、申請書イメージPDFの取扱いはどのようなになるか。基幹業務システム内の管理項目と申請データの紐付けが複雑であり、基幹業務システムの改修が大変であると想定される。	申請件数が多く想定されない手続において、個別に申請手続を設けるのではなく、共通の手続きに個々の申請書のPDFイメージファイルを添付して申請させる形が一定数の自治体で想定される。基幹業務システムにおいては、それらを参照の上で入力（テキスト化）する必要がある。	基幹業務システムにて手入力するための申請書のPDFイメージを表示する機能については、標準準拠システムの機能要件に規定された範囲において実装可能なほか、申請管理機能において当該機能を実装することも妨げない。	反対意見を踏まえて対応方針を調整（別ページ）

2.2.6.添付書類の取扱い明確化

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

申請管理機能における申請イメージや添付書類の表示機能を機能要件として明記する方針とし、標準準拠システムにおける同様の機能の追加での規定は、申請管理機能での代替が可能なことから見送る（当初方針を維持する）こととする。

構成員の反対意見

■ 取り扱いに関する反対意見 5件

<理由>

- ✓ 添付書類の添付・閲覧については、「機能要件」であり、申請管理システムに対する機能要件であるか、基幹業務システムに対する機能要件であるかが曖昧となり、マルチベンダー導入時の組み合わせによっては機能要件を満たせない可能性が考えられる
- ✓ 添付書類の仕様は、レスポンス_API仕様のNo.62「添付書類」に定義されているものと認識しているが、申請書本体のイメージファイルの取り扱いが不明瞭
- ✓ 申請zipの中身を添付書類とするか、住民が実際に添付したもののみを添付書類として扱うか不明

<対応方針の最適案>

- ✓ PDFのほかImageやExcel等が登録できる添付書類をどのように扱うのか（システムからダウンロードして見るのか、等）を定義する
- ✓ 審査を業務システム側で実施する運用が想定されるため、添付書類は業務システム側で参照できることについて、仕様書への記載が必要ではないか
- ✓ APIでレスポンスする添付書類について、何を添付書類とするか定義する

対応方針（案）

取り 扱い

申請管理機能：1-1_仕様書への反映（実装必須機能）
標準準拠システム：4_既存仕様にて規定済

内容

■ 申請管理機能における表示機能

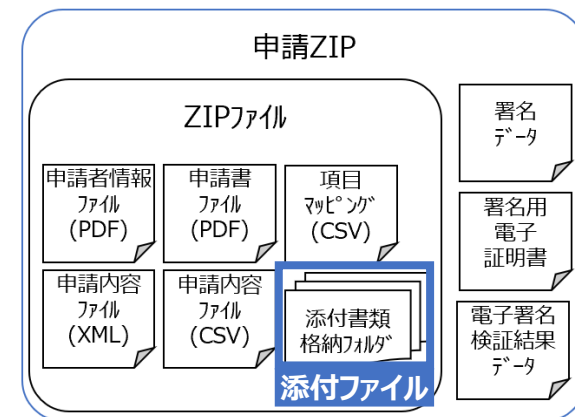
申請イメージや添付書類を表示する機能を規定する

■ 標準準拠システムにおける表示機能

申請イメージや添付書類の表示が必要な場合は、既に仕様書に規定されているものと考えられること、規定がない場合においても申請管理機能における表示機能を用いることで、代替可能であると想定されることから、追加での規定は行わない

■ 添付ファイルの定義

申請ZIP内の添付書類格納フォルダ内のファイル一式を指し、共通の手続きに個々の申請書のPDFイメージファイルを添付する場合の申請書のPDFイメージファイルもこの中に含む



総務省仕様
図 2.2-1 申請ZIPの構成

2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮	びったりサービスにて申請する届出が増え、連携先のシステムも増えると想定した場合、申請管理システムを参照するシステムも増加し、多重度が増えると想定される。申請管理システムで取得したデータはファイル連携にて、基幹システム側のタイピングで参照可能となっていた方がシステム負荷を考慮すると良いと考える。	—	<構成員への情報提供依頼> ファイル連携の必要性にご意見いただければと存じます。	(未定)

2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮

多重度への配慮や大量データの取得を想定し、ファイル連携を必要とする意見が半数の構成員から寄せられた。一方で、ぴったりサービスからのダウンロード機能がAPIで対応できていること、ファイル管理が煩雑なることから、API連携で十分との意見も寄せられた。

情報提供依頼 内容

ファイル連携の
必要性にご意
見いただけれ
ばと存じます。

構成員の回答

■必要 <12件>

- ✓ マルチベンダーの場合、年次処理等（介護保険負担限度額認定申請への対応等）において、大量データを処理する場合など、一括処理での取り込みを前提としたファイル連携の方が必要または処理がしやすい <3件>
- ✓ データの当初セットアップや再セットアップを考慮するとファイル連携は必要 <2件>
- ✓ 申請データ照会APIによる申請データのレスポンスを考える場合、汎用APIによる実装であると、多重度は当然増える。汎用APIがハングアップした場合に全基幹業務システムに影響が発生する。個別APIによる負荷分散を行うことができれば、不要
- ✓ 即時性がなく、日次処理のファイル連携で問題ない業務もあると思われる
- ✓ マイナンバーカードの普及に伴い、ぴったりサービスに今後多種多様な手続が追加されることが想定され、これに伴い、標準準拠システム以外への連携の可能性を踏まえると、API連携だけに絞ると汎用性が損なわれる

■不要・未回答 <12件>

- ✓ ぴったりサービスから申請管理システムへの連携部分もAPIで定義されているため、申請管理から基幹業務システムへの連携もAPIによる連携で十分。APIの仕様が確定すれば、ファイル連携は不要。
- ✓ ファイル連携にすると申請管理システム側は都度ファイルを作成することになり、連携対象ファイルが膨大になり管理が煩雑になる懸念がある
- ✓ 20業務内に限定する場合、一度に照会する件数が僅かとなる想定であり、多重度の配慮は不要
- ✓ 一覧・明細の観点から、例えば添付書類をレスポンスとして返さないリクエスト設定値等があれば、資源およびN/Wへの負荷軽減となるため、ファイル連携が不要になると考えます。

■その他

- ✓ ファイル連携を実施するとしても、どちらか1つの方式(APIかファイル連携)に統一して頂きたい
- ✓ 総務省仕様準拠の申請管理システムと同じ連携方式であると、現課側システムの対応は楽になる

2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮

構成員意見として、多重度への配慮へのファイル連携の必要性についてご意見が寄せられたものの、規定済みのAPI連携を維持する方針とする。

考え方

大量データに関する対応は「2.1.6.大量データの取扱い明確化」にて規定した通りAPI連携でも対応可能なことが確認出来ているほか、処理セットアップ等、データ移行にファイルを利用することは妨げるものではないと考えられる

また、多重度の配慮が常に必要となる状況にはない中において、API連携に加えてファイル連携も開発対応に加えることによる、移行スケジュールへの影響も懸念される

更に、ぴったりサービスからのダウンロード機能がAPIで規定されてることとの整合についても考慮が必要

対応方針（案）

取り扱い

4_既存仕様にて規定済

申請管理機能 - 基幹業務システム間の申請データの連携については、API方式（申請データ取得APIの利用）する仕様を維持する

内容

3. 申請管理機能と基幹業務システム間の 連携最適化

3.1.1.申請処理状況登録APIの追加

基幹業務システムから申請管理機能へ申請処理状況（ステータス）を登録するAPIを定義すべき、また、管理するステータスの詳細や申請処理状況を登録する際の運用を明確にすべきとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

横並び調整方針

3. マイナポータルびったりサービスに関すること

○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

(中略)

- ✓ 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

構成員の意見

<API仕様の規定に関する意見>

- ✓ 各業務の標準仕様書では、「（左記下線箇所）」という要件があるが、現状、本要件に該当するAPI仕様書が公開されていないため、**API仕様書を公開するか、各業務の標準仕様書から該当箇所を削除する必要がある**
- ✓ 申請管理システムの機能で申請処理状況の登録をすることも可能ではあるが、基幹業務システム等での入力と重複した作業となるため、**現在構築中の申請管理システムでは業務システムからファイル連携にて一括で登録を行う機能を設けている**。他社の申請管理システム、業務システムでも同様の機能を設けているが、**他社システムと連携する際にはインターフェースが異なっており連携処理を構築する必要が生じている**
- ✓ 基幹業務システムからの**申請処理状況のステータス更新は、マイナポータル等からの電子申請を受け付ける運用上必要であり、共通的に定義しておく必要がある**と考えます。申請処理状況の送信については、申請処理フローの精緻化が必要なため1.0版では規定しないとのことですが、**共通機能標準仕様書に反映されるスケジュール感**を提示してほしい
- ✓ 現在実施中の申請管理システム（総務省仕様準拠）の導入作業における**職員様との意見交換では、特に「申請状況についての住民への通知に関するフロー」について明確にしてほしいとの意見**を多く伺っている。職員様視点では、運用検討時の重要な検討材料になるが、現在公開されている各種資料には、明確に定義されていないため、検討が必要であると考える。

<申請処理状況（ステータス）に関する意見>

- ✓ **「申請状況のステータス」については、住民向けに公開されるステータスと内部管理のステータスを、管理できるように検討する必要**がある。
- ✓ 「（左記下線箇所）」について、**事務毎にステータスに応答する状態を定義する必要**がある
- ✓ **審査完了ステータスを申請管理システムに返却する際の具体的な運用が見えていない**（申請データを受領した時点でステータスを返却する必要があるのか処理が完了した時点で返却すれば良いのか、頻度は日次で良いのか随時なのか。ステータスの更新は、申請管理システム側で更新する対応でも良いのか）
- ✓ **業務システム側がマイナポータルへ返却する状態をどのようにすればよいのか**（常に「3:完了」なのか）等、**業務システムとマイナポータルとの間の取り決めが明確になっていない認識**です。その他、上記の前提とすると**自治体職員にとっての業務改善につながっていないことから、当該仕様に対して疑問視するご意見も複数いただいている**

3.1.1.申請処理状況登録APIの追加に関する最適化意見

対応方針への
意見踏まえた再検討

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

■ 手動登録の職員不可が大きいため早急な仕様の定義が必要

- ✓ 住民がマイナポータル上で、申請内容の処理状況を確認するためには処理状況の更新が必要と考える。**APIを用意せず申請管理システム内で処理状況を更新する運用では職員の負担が大きいため、申請処理状況登録APIは必須機能と考えている。早急な仕様検討・仕様書反映をお願いしたい**

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <9件>

■ 早期の仕様検討を希望

- ✓ ステータスと運用フローを現時点で明確化しないと、移行支援期間以降大幅な見直しが必要となり、コストの調整など移行支援期間中より難航すると想定。移行支援期間（2025年度まで）中に対応をおこなう方針を希望
- ✓ 申請処理状況登録APIの定義が行われないうちは運用フローの作成は難しいと考える。引越しOSS等において、マイナポータルの申請処理状況APIを申請管理システムから呼び出しているケースもあれば、既に業務システムと連動して実装しているパターンもある

■ 現行で実装済み機能が認められず機能ダウンとなることがないようにするための措置

- ✓ 標準化で実装できないとなれば機能ダウンとなる。定義されていない実情は分かるが、標準準拠システムにおいて、実装必須ではないものの現在利用している機能が実装できなくなるような措置が必要

■ 予定機能として仕様書に規定すべき

- ✓ 申請処理状況登録APIについて、「現在検討中であり、移行支援期間（2025年度まで）以降に仕様の見直しを予定していること」を標準仕様書に明記すべき

■ その他

- ✓ 移行支援期間以降に対応する場合の**仕様確定時期や、実装完了期限、改修にかかる費用の取り扱い**がどうなるのかも合わせて検討をお願いしたい。
- ✓ 申請データ照会APIで大量データのためにファイル連携を検討するのであれば、**申請処理状況登録APIとしてもファイル連携を検討すべき**

取り扱いに対する反対意見 <3件>

1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <3件>

- ✓ 予定機能として標準仕様書に明記すべき（実装必須機能として記載するものではない）

1-2_仕様書への反映（連携要件） <1件>

- ✓ 最終的には標準仕様書に記載する必要がある

3.1.1.申請処理状況登録APIの追加

手続きごとの審査フローや必要なステータスが精査できていない現状において、申請処理状況登録APIを定義するのは困難。手続きごとのフロー等を精査のうえ、申請処理状況の登録にかかる機能要件、API仕様の定義を検討する。

考え方

・横並び調整方針によって示している機能要件は、あくまで基幹業務システムに「取得した項目等を表示、出力等できること」を求めているものであり、申請処理状況登録にかかる機能は、現状求めている。

・手続きごとに、処理や審査にかかるフローに差異があり、必要なステータスも異なることから、申請処理状況登録については、共通機能標準仕様書及び横並び調整方針から外した。



対応方針（案）

取り扱い

9_その他

内容

申請処理状況登録機能の規定にあたっては、手続きごとのフローや必要なステータスについての精査が必要であり、また基幹業務システムにおいても、本機能に関する機能要件について、横並び方針にて規定する必要があると認識している。

ただし、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）（令和4年9月30日開催）で以下の点について、お示ししていることを踏まえ、移行支援期間以降に対応することを念頭に、今後検討することとする。

＜標準仕様書の改定に関する基本的な考え方＞

②機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う

申請処理状況登録APIの追加を予定していることは仕様書に記載することを検討する。また、現行システムにおいて当該APIと同等の連携を行っている場合においては、**申請処理状況登録APIの実装期限までの期間において、現行IFの利用を可能とすることを検討**する。